職員の給与に関する報告の概要

令和2年11月12日 和歌山県人事委員会(職員課) 内線 3770、3771 直通 073-441-3770

<今回の報告のポイント>

〇 月例給の改定なし

民間給与との較差(66円、0.02%)が極めて小さいことから、月例給の改定を 行わない。

月例給の据え置きは、平成24年以来8年ぶり

1 民間給与と職員給与との比較(月例給)

県内民間事業所 102 事業所について、本年4月分の個人別給与等を実地調査(完了率 86.4%) 職員(行政職給料表適用職員)と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同 士の本年4月分の給与を比較(ラスパイレス比較)

本年4月の民間給与(A)	本年4月の職員給与(B)	較差(A-B)
373, 034 円	372, 968 円	66 円 (0.02%)

参考(行政職給料表) 職員数 3,876人 平均年齢 43.0歳

2 給与改定の判断

民間給与との較差が極めて小さく、均衡していることから、月例給の改定を行わない。

(参考1)特別給の改定(令和2年10月23日勧告)

民間の特別給の支給割合(4.46月)との均衡を図るため、職員の年間支給月数を0.05月分引き下げ、期末手当から差し引く(4.50月分→4.45月分)

(参考2) 近年の人事委員会勧告等の推移

年	勧告内容		平均年間給与(推計)		
度	月例給 改定率(%)	期末・勤勉手当の 改定月数 〔 改定前→改定後〕	勧告前 (千円)	勧告後 (千円)	増減額(千円) 増減率(%)
H23	△0. 26	— (3. 95→3. 95)	6, 000	5, 984	△ 16 △0.3
H24	_	— (3. 95→3. 95)	5, 963	5, 963	0 _
H25 (注)	△0. 11	— (3. 95→3. 95)	5, 944	5, 943	△ 1 △0.02
H26	0. 29	0. 15 (3. 95→4. 10)	5, 938	6, 011	73 1. 2
H27	0. 31	0. 10 (4. 10→4. 20)	5, 999	6, 055	56 0. 9
H28	0. 14	0. 10 (4. 20→4. 30)	6, 099	6, 145	46 0. 8
H29	0. 14	0. 10 (4. 30→4. 40)	6, 135	6, 181	46 0. 7
Н30	0. 16	0. 05 (4. 40→4. 45)	6, 151	6, 180	29 0. 5
R元	0. 10	0. 05 (4. 45→4. 50)	6, 161	6, 186	25 0. 4
R2	_	△0. 05 (4. 50→4. 45)	6, 154	6, 135	△19 △0.3

⁽注) 給料表の改定はなし。住居手当の引下げを勧告。勧告後の額は、平成26年1月1日から改定したものとして算出

[※] 平均年間給与(推計)は、行政職給料表の適用を受ける職員のもの
※ 平均年間給与(推計)については、平均給与月額及び期末手当・勤勉手当の支給月数から算出(平成26年度までの額は、給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額)